

2024年11月19日

企業会計基準委員会 御中

「金融商品会計に関する実務指針（案）」に関する意見のご提出

立教大学大学院人工知能科学研究科客員教授

公認会計士・税理士 前田順一郎

標記の件について以下の通り意見を提出させていただきます。ご査収ください。

質問1（会計処理に関する質問） 本公開草案で提案している会計処理に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問2（注記事項に関する質問） 本公開草案で提案している注記事項に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問3（適用時期及び経過措置に関する質問） 本公開草案における適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問4（その他） その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

いわゆる要件(2)として「組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること」との規定があるが、これに関する「結論の背景」として308-3において以下の通り記載がある。当該記載に関して意見を述べる。

(308-3 より抜粋) ※下線は当方が付記

「要件(2)は、利害関係者から市場価格のない株式の時価評価について懸念が聞かれている中、組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、時価評価に関する懸念を一定程度緩和できるとの考えから設けた要件である。ここで、「時価をもって評価している」場合とは、組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合が含まれると考えられる。また、時価評価の方法としては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に基づいた時価で評価する場合のほか、IFRS第13号「公正価値測定」又はFASB Accounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会(FASB)による会計基準のコード化体系）のTopic 820「公正価値測定」に基づいた公正価値で測定している場合が含まれると考えられる。」

1. 「時価評価に関する懸念」という記載について

「利害関係者から市場価格のない株式の時価評価について懸念が聞かれている」あるいは「時価評価に関する懸念を一定程度緩和できる」とあるが、具体的にどのような懸念なのかについて記載がない。審議の過程で企業が市場価格のない株式を直接保有する場合にも時価評価すべきではないか、という議論もなされたものと承知しているが、そういったより大きなテーマについて波及する議論でもあることから、以下のような観点から当該懸念がどのようなものかについて明らかにすべきであると考ええる。

① どのような利害関係者からの懸念か？

本件についての利害関係者は多岐にわたると考えられる。組合等への出資者、その監査人、その株主等はもちろんのこと、組合等の運営者、組合等の監査人、さらには組合等の投資先も利害関係者となり得る。それぞれの立場において何らかの「時価評価に関する懸念」は存在するものと思われるが、要件(2)の意義を理解するためにも、どのような利害関係者に生ずる懸念を念頭に置いているものなのか、明らかにすべきであると考ええる。

② 具体的にどのような懸念か？

我が国においても IFRS や米国会計基準の適用企業においては、既に市場価格のない株式の公正価値評価の実務がなされていることを踏まえると、本懸念は我が国の会計基準上、市場価格のない株式を直接保有する場合には時価評価をしないこととの内的整合性に関するもののようにも思われる。しかし、記載が明瞭ではないことから様々な解釈を生む可能性がある。従って、本懸念が具体的にどのようなものなのかについて、明らかにすべきであると考えます。

③ 当該懸念が要件(2)とどのように関連するものなのか？

①と②を踏まえた上で、当該懸念が要件(2)とどのように関連するものなのか、何ゆえに「組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、時価評価に関する懸念を一定程度緩和できる」との考えに至ったか、といった点について、明らかにすべきであると考えます。

2. 「組合等が適用している会計基準」あるいは「時価評価する会計方針を採用」とは？

本改正が想定しているベンチャーキャピタルファンドの形態として実務上想定されるケースとしては、大きく二つに分けられるのではないかと考えられる。

- 我が国における投資事業有限責任組合
- IFRS や米国会計基準を適用する外国籍ファンド

これらのケースにおいて、要件(2)が具体的にどのように適用されるのか、という点について、現状案の記載では解釈の余地が生まれる可能性がある。少なくともこれら二つの代表的なケースについてはこの点の解釈が可能な記載にすべきであると考えます。

例えば、「時価をもって評価している」場合に関して、以下の2つが含まれるとの記載がある。

- i. 組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合
- ii. 市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合

また、「時価評価の方法」として、以下の3つに基づいた時価/公正価値で評価/測定する
場合が含まれるとの記載がある。

(ア) 企業会計基準第30号

(イ) IFRS13号

(ウ) FASB Topic820

① 我が国における投資事業有限責任組合の整理について

投資事業有限責任組合に関しては、経済産業省が公表している「投資事業有限責任組合会計規則」第7条第2項において「投資は、原則として、時価を付さなければならない」とされ、さらに「投資資産時価評価準則」により「無限責任組合員は(略)投資先企業への投資資産について適正な評価額を付さなければならない。その評価額は、IPEVに準拠した「公正価値」とする。」とされた。また、経済産業省が公表している「投資事業有限責任組合に関するFAQ集」問20(2024年9月改訂)において、「時価」とは、「企業会計基準第30号『時価の算定に関する会計基準』第5項に定める時価、いわゆる公正価値を指し、資産の評価方法としてIPEVガイドラインに準拠するモデル等で公正価値評価を行う方法が望ましいと考えられている」旨の説明がなされている。さらに「原則とは異なる評価方法を採用することもできるが、その必要性について合理的な説明をすることができるかどうかを整理し、全てのLPの同意を得て、組合契約に評価方法を定めることを想定される」と明記されている。

これらはいくまで政府が公表する「会計規則」及びそれに関連する公表物であり、「会計基準」であると認められているのかどうかは明確ではないことから、上記記載のiに該当するものではなく、iiに該当すると解釈することになる可能性がある。もっとも、iの記載を「会計基準」ではなく「会計基準等」と変更すれば、ここに該当すると解することになるだろうが、この点について検討すべきではないかと考える。

また、IFRSや米国会計基準が適用されている外国籍ファンドについてはiに該当するものと考えられるが、仮に投資事業有限責任組合がiに該当するという整理ができるのであれば、iiが想定するのが具体的にどのようなケースなのかについて疑問が生じる。会計基準等により時価評価が求められていないにも関わらず、単に「市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合」が想定できるのか、という点も含めて再度検討の上で、もしiiについて想定できるケースがないのであれば、削除することも合わせて検討すべきではないかと考える。

② 時価評価の方法とIPEVとの関係について

多くのベンチャーキャピタルファンドに係る実務関係者は、IPEVガイドラインに基づいて公

正価値評価を行った場合に、本規定が適用されるものと理解していると想像されるが、本公開草案においては、企業会計基準第 30 号や IFRS13 号、FASB Topic820 についての言及はあるものの、IPEV ガイドラインについての言及はない。我が国において IPEV ガイドラインの適用が企業会計基準第 30 号等の時価概念と整合しているかという点について明らかにすべきであると考ええる。

以上